

大規模建築物等の建築等に係る景観形成基準に対する措置状況説明書

当該行為における景観形成に関する考え方	
記載欄	
(1) 建築物の配置	
	隣地・隣棟間隔を十分に確保する。 記載欄
(2) 高さ・規模等	
	周辺の建築物群と統一感のあるスカイラインとする。 記載欄
	長大な壁面をもつ建築物とならないように計画する。 記載欄
(3) 形態・意匠、色彩、素材	
	色彩は、別表2に定める色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 記載欄
	街並みの中で、著しく目立つものとして認識される赤や金色などの着色をしたガラスを使用しない。 記載欄
	機械式駐車場・タワーパーキングなどの駐車場の設置に当たっては、建築物内におさめるなど建築物と一体的な計画とする。 記載欄
(4) 夜間照明	
	広場などの公開空地や歩行者通路など、パブリックスペースの光を、点から線、線から面につなげ、周辺の道路などの公共施設も含めて連続性や一体感のある光の空間を整備する。 記載欄
	照明の目的と周辺環境に応じて、適切な照度（水平面・鉛直面）、輝度、色温度、演色性の照明を使用し、光の質の向上を図る。 記載欄
	敷地内に歴史的な遺構やシンボリックな樹木などの景観資源がある場合は、それらを効果的に演出する照明を行う。また、周辺にライトアップされた景観資源がある場合は相互関係に配慮する。 記載欄
	間接照明の使用など光と影を効果的に使い、陰影に富んだ美しい空間を整備する。 記載欄

	<p>建築物の高層部では色や過度な動きによる演出を避ける。ただし、地域のガイドライン等で定めがある場合やイベント時は、この限りでない。演出を行う場合は、周辺との調和に配慮するとともに、地域の魅力向上に寄与する効果的な照明とする。</p> <p>記載欄</p> <hr/> <p>省エネルギーに配慮するため、LED照明又は同等以上の環境性能を持つ器具を使用する。また、オフィス等の窓面の内側からの過度な漏れ光を抑制する。</p> <p>記載欄</p>
(5) 屋外広告物等	
	<p>建築物の屋上には屋外広告物を設置しない。</p> <p>記載欄</p>
	<p>不快なまぶしさを生じさせないように、周辺環境に応じて適切な輝度を設定する。</p> <p>記載欄</p>
	<p>建築物等の3階を超える部分又は地盤面からの高さが10m以上の部分（人工地盤やデッキなどがある場合は、周囲の状況により個別判断する。）に設置する広告物は、以下に掲げる基準に適合するものとする。ただし、壁面に設置する広告物について、にぎわい形成や良好な景観形成に寄与すると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>記載欄</p>
	<p>建築物の窓面の内側から広告物及びこれに類するものを表示しない。</p> <p>記載欄</p>
	<p>建築物の壁面に設置する広告物（以下、「壁面広告物」という。）は、自社名、ビル名、店名又は商標を表示するものに限る。</p> <p>記載欄</p>
	<p>壁面広告物は、光源を使用する場合は、白色系とする。ただし、光源が点滅しないものに限る。</p> <p>記載欄</p>
	<p>壁面を使って投射する広告物は使用しない。</p> <p>記載欄</p>
	<p>ビル名の文字などを表示する壁面広告物は、高さを3m以下、長さをおおむね壁面幅の1/3以下とする。</p> <p>記載欄</p>
(6) その他	
	<p>その他、緑化に関する事項等については、景観法に基づく届出制度による景観形成基準（第2章で示された各基準）に適合したものとする。</p> <p>記載欄</p>

上記以外で特に景観に配慮した事項

--